

令和3年6月30日

市政記者クラブ 様

子ども青少年局子ども未来企画室

担当：榛村、奥川

電話：972-3026

## 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）を下記の通り支給しますのでお知らせします。

### 記

#### 1 給付金の概要について

##### (1) 対象となる方

下記ア及びイの両方に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

- ア 令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母等（令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象）
- イ 令和3年度住民税が非課税の方または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

##### (2) 支給額

児童1人あたり5万円

##### (3) 申請の要否

###### ア 公務員以外の方

対象者の区分	申請
(ア) 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方	不要
(イ) 令和3年4月2日から令和4年2月28日生まれの児童を養育する方など新たに児童手当または特別児童扶養手当を受給される方で住民税非課税の方	不要
(ウ) 上記(ア)、(イ)以外の方 (高校生のみ養育している方、収入が急変した方など)	必要

###### イ 公務員の方

申請が必要です。ただし、特別児童扶養手当を受給している方や新たに特別児童扶養手当を受給される方で、住民税非課税の場合は申請不要です。

## 2 申請が不要な方の支給について

- (1) 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者で住民税非課税の方
- ア 令和3年1月1日時点で名古屋市に在住の方  
7月7日(水)に給付金支給のお知らせを発送し、7月19日(月)に令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に給付金を振り込みます。
- イ 令和3年1月1日時点で名古屋市外に在住の方  
7月16日(金)に給付金支給のお知らせを発送し、7月29日(木)に令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に給付金を振り込みます。
- (2) 令和3年4月2日から令和4年2月28日生まれの児童を養育する方など新たに児童手当または特別児童扶養手当を受給される方で住民税非課税の方  
7月16日(金)以降順次、給付金のお知らせを発送し、7月29日(木)以降順次、児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に給付金を振り込みます。

## 3 申請が必要な方の手続きについて

- (1) 申請方法等
- ・申請が必要な方については、下記へお申し出いただければ、制度チラシ、申請書等及び返信用封筒を郵送いたします。
  - ・申請書等は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
  - ・申請書等の提出は、原則郵送です。
- (2) 申請書等の提出期間  
令和3年7月1日(木)から令和4年2月28日(月)(消印有効)まで。
- (3) 支給日  
申請書類の内容を確認の上、順次支給します。(7月29日(木)以降)

#### 4 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）窓口について

本給付金にかかるお問い合わせ先、申請書等の提出先はいずれも「名古屋市役所『子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）』担当」となります。

##### 名古屋市役所

##### 「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」担当（コールセンター）

場 所：名古屋市東区代官町 35-16 第一富士ビル 6 階

電 話：052-979-2415

F A X：052-933-1118

開設期間：令和 3 年 7 月 1 日（木）から令和 4 年 1 月 31 日（月）まで

※令和 4 年 2 月 1 日（火）以降については、別途名古屋市公式ウェブサイト等でお知らせいたします

受付時間：平日の 9 時から 17 時 30 分

※7 月 1 日（木）から 9 月 30 日（木）までは土日祝日も含む毎日受付します

（参考）住民税（均等割）非課税に相当する収入額

世帯の人数	非課税相当収入限度額
2 人 （例）夫（婦）子 1 人	156.0 万円
3 人 （例）夫婦子 1 人	205.7 万円
4 人 （例）夫婦子 2 人	255.7 万円
5 人 （例）夫婦子 3 人	305.7 万円
6 人 （例）夫婦子 4 人	355.7 万円

※世帯の人数は、以下の合計人数です。

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者（収入金額 103 万円以下の方）
- ・扶養親族（16 歳未満の方も含む）